

令和4年新庁舎等建設特別委員会会議録

1. 招集年月日 令和4年8月23日
2. 招集の場所 御嵩町役場第1委員会室
3. 開 会 令和4年8月23日 午前9時 委員長宣告
4. 協議・報告事項
 - (1)新庁舎等整備事業に係る説明会の開催について
 - (2)杉山第三学園との意見交換会について
 - (3)その他

議事日程

令和4年8月23日（火曜日） 午前9時 開議

1 委員長挨拶

2 議長挨拶

3 町長挨拶

4 協議・報告事項

(1)新庁舎等整備事業に係る説明会の開催について

(2)杉山第三学園との意見交換会について

(3)その他

出席委員（9名）

委員長 安藤 信 治

副委員長 大 沢 まり子

委員 清 水 亮 太

委員 福 井 俊 雄

委員 奥 村 悟

委員 伏 屋 光 幸

委員 安 藤 雅 子

委員 山 田 儀 雄

委員 岡 本 隆 子

その他出席した議員

議 長 高 山 由 行

欠席委員

委 員 谷 口 鈴 男

傍聴者

樋 口 光 男 安 江 奈留美

説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫

副 町 長 寺 本 公 行

総 務 部 長 各 務 元 規

民 生 部 長 小 木 曾 昌 史

建 設 部 長 鍵 谷 和 宏

総務防災課長 古 川 孝

総務防災課
庁舎整備係長 板 屋 達 彦

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝

議会事務局書記 井戸 芳枝

委員長（安藤信治君）

皆さん、おはようございます。

天候もちょっと優れない日が続いていますが、皆さん、御健康に注意されて、無事に9月の定例議会が迎えられるよう頑張っていたきたいと思います。

ただいまの出席委員は9名で定足数に達しておりますので、これより新庁舎等建設特別委員会を開催します。谷口委員からは、本日の委員会欠席の届出がありましたので、御報告させていただきます。

それから、傍聴の申請がありましたので、皆さんに了解を得たいと思いますが、樋口光男さん、安江奈留美さん、2名の方から傍聴の申請が出ておりますので、これを許可したいと思いますのですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、許可いたします。

〔傍聴者入場〕

それでは、まず初めに、議長から挨拶をお願いします。

議長（高山由行君）

皆さん、改めましておはようございます。

今日は、第8回新庁舎等建設特別委員会ということで、新庁舎の整備に係る説明会の開催と杉山第三学園との意見交換会について慎重な審議をよろしくお願いします。

季節のほうは、雨が降ったりやんだりというものを経て秋へ行くのかなと思っていますが、コロナのほうも1桁になったということでちょっと安堵しておる次第でございますが、少なければ少ないほうがいいので、だけれども、本当に近くにひたひたとコロナの人がいて、私自身の周りにも身内がなったり、会社の従業員がなったりと、近くに来て自分も気をつけなあかなという気持ちでいっぱいでございますが、こうなったらもうコロナと共存していく世界になっておりますので、アフターコロナと言わず、コロナと一緒に生活していくのが当たり前前の世界になってきましたので、何とか皆さんでこれを乗り越えていきたいなと思います。

諸所、問題もいろいろありますが、みんなの力で、議会の力で、また行政の力でここを何とかひとつ乗り切って、新しい御嵩の未来を切り開いていきたいと私は思っております。以上です。

委員長（安藤信治君）

続きまして、町長、よろしく申し上げます。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

想定もしていなかったようなことが起きて、それから思考も行動も停止状態にあります。そもそも論からいけば、耐震化から始まった話ですので、基本的に悠長なことはしていただけないという思いでこれまで取り組んできたつもりでありますけれど、何か停滞するような、余分な時間をかけてまでということになってしまって、今、本当に思考も停止していますので、これにどう対応していくかというのも全く考えておりませんが、考えが至らないという言葉が適切ななというふうに思っております。

議会の皆さんに全員が全議員納得するということはそうそうあるものではありませんけれど、少なくとも行政、議会が一丸となって取り組んでいくというお約束はしてあるつもりでありますので、その点も踏まえて議論をしていただきたいと思っております。

議長に逆らうようですけど、コロナの今日の数字はあまり当てにしない。この水曜日までが実は勝負かなと思っています。想定するような増加以上するのか、それ以下なのかということで、盆明けにどのくらい発症者が出るかというのを物すごく気になってはおりますので、今週1週間、とにかく静かに見守っていきたくと思っていますので、よろしくお願いいたします。

御協議のほうをよろしくお願いいたします。

委員長（安藤信治君）

ありがとうございました。

これから協議、報告事項に入りたいと思いますが、その前に、先般の第7回の特別委員会で、一応福井委員のほうから文書が配付されました。こういった文書につきましては、特段細かいルールの解説はしていないんですけど、一般的なやり方をもって、事前に許可を得ていただきたいなと思います。それから、退席する場合も同様で、やはり普通に考えてみれば、何も言わずに理由も述べずに出ていくということはあることですので、今後十分注意していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、協議、報告事項に入ります。

議長、よろしかったですか、事前に。

議長（高山由行君）

後で。

委員長（安藤信治君）

それでは、第7回、令和4年8月16日ですが、町の説明会が9月の18、20日、22日、3日間で行う予定ですが、それに参加するかどうかという話が今日の議論でありまして、岡本委員のほうから、この件について弁護士と相談の上、回答するというお返事でしたので、そのお返事をこれからいただきたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

委員（福井俊雄君）

はいーあの一……。

議長（高山由行君）

手を挙げて、手を挙げて。

委員長（安藤信治君）

ちょっと待って。岡本委員じゃなかったの。

委員（福井俊雄君）

岡本さん、説明する。

委員（岡本隆子君）

福井さん、してください。

委員（福井俊雄君）

話し合っ、私が説明することにしましたけど、よろしいでしょうか。

委員長（安藤信治君）

分かりました。

委員（福井俊雄君）

あの後、弁護士さんのところに相談して、今谷口さんがいないので、3人とも相談して、そもそも町主催の説明会の開催というのは、特別委員会で扱うことじゃないんじゃないかなど思っています。町民説明会については、委員会の所管ではないとは思っただけけれども、我々4人はこの説明会には応じられないし、参加を強制される権利もないと。よって、我々は参加する意思はないということを説明させていただきます。これが弁護士からの回答。私の意見も言っているんですか、ついでに。

委員長（安藤信治君）

いいですよ、どうぞ。

委員（福井俊雄君）

このことを考えているうちに、25年前の産廃のときの話を思い出しまして、あのときも私は住民投票を成功させる会の副会長、町民を幸せにする会の会長ということで、いろんな説明会もしましたけれども、説明会をして、賛成、反対派の一番最初はそうしておったんですけども、怒号で会が成り立たないようなことがありました。それで、結局両派が憎しみ合うというような形で、私はあのとき町民を幸せにする会というものを文書で名誉毀損で訴えられて、1日可児署の留置場に入りました。その前に、その頃ニュースの森という5時半からのニュース番組があって、その一番トップに産業廃棄物処分場問題において、名誉毀損で訴えられた方が出ました。福井俊雄さん、42歳。もうそのニュースが流れてから大変なことになって、あ

ちこちから心配する声もあったし、ざまを見るという声もありましたね。それほどあのときも両派が憎しみ合って大変なことになったんです。

今回、この説明会を開催するのは、町がやるのは県から言われているとおり、当然やったほうがいいと思います。しかし、両派の支持者がこれに来たら、もうぐちゃぐちゃになって、せっかく総務防災課の皆さんがしっかり説明をして質問を受けるような話ではなくなると思います。それは、リニアのこの前の会を見ても明らかで、もし我々が出るとしたら、当然我々の支持者を多く送り込む。当然賛成派の方々も送り込むと思います。そうしたら、この前も言いましたけど、金曜日に。リニアの専門家の説明をしっかり聞きに来たい、聞いてみたいという人は、何のことか分からずに、ただ両派というか、あのときは反対派が多かったんですけども、結局何も得るものもなく進んでいってしまったと思います。

今後ともそういうことがあると思います。説明をされるのはいいけれども、我々はやはり自分たちで自分たちの支援者にきっちりと会議を催して説明をしていきたいと思っています。賛成派の皆さんもそうやって町民に伝えていただけることをお願いしたいです。そうでないと、本当に憎しみとどろどろの中で、この新庁舎の問題も両派の対立だけが目立つ、そういうことになると思います。

私は、そういうことを防ぐためにも、4人が4人でしっかり説明をしていき、7人の方は7人の考え方でしっかり町民に説明をしていただきたいと。そして、町は町で町の考え方を説明していきたいということで、町議会は町とは別のもので、お互いに町政を監視する機能があるはずです。ですから、町議会としては、町の説明会に出るものでもないし、着地点が180度全く違うと思うんですよね。町政と7人の議員さんはあの場所でぜひ進めたい。我々4人は、もうこの庁舎問題は白紙撤回するしかないと思っています。着地点が全く違う両者が話し合いをしても、お互いの支援者でぐちゃぐちゃになって、お互いを憎むだけになると思います。ですから、今回のこの説明会に少なくとも我々4人は出席しません。以上です。

委員長（安藤信治君）

後半は福井さんの持論みたいだったけど、弁護士さんはどんな見解でおられているんですか。

委員（岡本隆子君）

弁護士のほうからは、回答書というのを送っていただいたんですけど、届いていないですか。議長宛てにです。

〔「見てないです」と呼ぶ者あり〕

届いてないの。

そうしましたら、ここに回答書というのがありますので、本当はこれ金曜日に出しているの、昨日届くかと思ったんですけども、届いてないですね。

じゃあ、その回答書を読み上げてもいいですか。それともこれを配ってくださいますか。

〔「まだ来ておらん」と呼ぶ者あり〕

まだ来てないですね。届いてないですね。これは議長宛てに出したので。

委員長（安藤信治君）

暫時休憩します。

午前9時15分 休憩

午前9時31分 再開

委員長（安藤信治君）

休憩を解きまして、再開します。

じゃあ、この回答書について、岡本委員のほうから説明していただけますか、内容について。

委員（岡本隆子君）

内容については、ここに書いてあるとおりです。

委員長（安藤信治君）

いいですか。何か言われることはないですか。

委員（岡本隆子君）

ありません。ここに書いてあるとおりです。

委員長（安藤信治君）

そうしましたら、この内容について何かありましたら。

委員（奥村 悟君）

ちょっとお聞きしたいわけですが、この回答書の一番おしまいのところですが、上から2段目ですが、「しかし」の後ですね。「町長ら推進派が様々な問題を隠蔽してきたため」とあるんですね。それから4段目、「議会自らが町長ら推進派に雷同して、疑問点に蓋をしたまま、通知人らの切り崩しを意図している」ということで、こういう文言があるわけですが、これは具体的にどんなふうなことなんですか。ちょっと説明をしていただきたいと思うんですけども。

あと、7人のことを推進派と言っておられると思うんですけども、普通なら産廃でも反対、賛成という対義語は出るわけですが、今回、4人の方は反対ということで、私たちは推進派ということで、その推進と賛成とちょっと意味合いが違うわけですね。まるっきり賛成というんじゃないくて、推進していくということで、そこら辺の意味合いをそういうふうに捉えたというのはどういうことなんですかね。4人の方は反対としているんですけど、我々は賛成派だとしているんじゃないくて、推進派と。ちょっとトーンがダウンしている。どういうふうな解

積していいのか。対義語ですけど、そこら辺の解釈の仕方を教えてください。

委員長（安藤信治君）

お答えできますか。

委員（福井俊雄君）

隠蔽しているとか、そういうのはこれから当然数字を出して明らかにしていくんですけども、今度のことで我々4人が反対しているから、この新庁舎の問題は進んでいない、そういうことを言われていますけれども、これは代表的なことなんですけど、相続の手続は6月の時点でもう終わっているようなことを各務総務部長は言われたんですけど、今日現在、本当に終わっていますか。どうですか。

委員長（安藤信治君）

ちょっと待って。それは、今奥村委員の質問に対する答えが……。

委員（福井俊雄君）

今が代表的な話です。それだけです。

町長（渡邊公夫君）

ちょっと確認をしておきます。

賛成をいただいている方々は、私たちが隠蔽していると、説明責任が本当に足りないというふうに思ってみえるわけですか。ここが引っかかるんですよ。説明が足りないって、もうこれ10年になりますよ。質問には答えてきました。庁舎は幾らぐらいと聞かれれば、庁舎は25億円までで設計してくれとお願いしてありますという答え方をしています。設計がある程度固まってしまうと金額なんか出ませんから、ただ設計士は、ちょっとでもいいものと考えるので高いものについてくる。だから、どこかで歯止めを利かせておかなきゃいけないということで、22億円から25億円ということです。ホールについても、上限15億円までだと。そういう話の合算が土地代も含め、いろんな土木工事の設計ができてみないと金額が分からないということも、説明をしながら今日まで私は来たと思っている。

町民説明会は開催いたしますけれど、これはなぜそうなったのかと説明をせざるを得ない。私は説明が足りないから説明会を開こうと言っているんじゃないやありません。現状をきちっと報告する。そのほうが比重が重くなっていくというふうには考えています。最終的にどういう形になっていくかは分かりませんが、これは議会が一丸となって、特別委員会の方針に対して、全体の方針、そっちへ向かっていくんだということは一つずつ確認をしてきたという私は自負心があります。5年でやりたかったのが、もう既に10年ですよ。

そういうことで、説明が足りないとか隠蔽という言葉は平然と使うのはやめていただきたいと思いますが、この件に関しては、ちょっと相手の弁護士さんにうちの弁護士から何らかの

抗議をしてもらうつもりです。

委員長（安藤信治君）

奥村委員のほうから具体的なという話があるけど、福井委員は今具体的な例を挙げられますか。隠蔽という言葉が出たんですが、どういうことを隠蔽してきたのか。

それじゃあ相続の話が出たので、この相続の件について事務局は答えられますか、今。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

先ほど相続のお話が出ましたけれども、遺言に基づき書類のほうを進めておりまして、間もなく相続登記が完了するというのをその担当弁護士さんの方から見解として伺っているところであります。

委員（福井俊雄君）

ということは、今日現在、完全に相続登記がなされたわけではないということですね。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

間もなくということ聞いておりますので、今現在登記が完了しているかどうかの確認までは取れておりません。

委員（福井俊雄君）

間もなくっていつ頃なんですか。登記には、6月のときに……。

委員長（安藤信治君）

ちょっと待ってください。今の登記のことを隠蔽してきたという考え方だったんじゃないですか。

委員（福井俊雄君）

6月の時点でもう解決していますという返答を聞いているので、たしかそうでしたよね。

総務部長（各務元規君）

はい、そのとおりです。方向性として解決していますという意味で答えています。ただ、そのときも向こうの弁護士さんから聞いている情報として、検認とかそういったことが予定されているというお話をさせていただきました。それが全体的に遅れてきたというのは事実です。

委員（福井俊雄君）

あと、金額等についてはいろんな意見というのは、我々の説明会の中で答えていきますので、よろしくをお願いします。

委員長（安藤信治君）

ほかに何か。

委員（清水亮太君）

同じ箇所なんですけど、町長ら推進派とあるんですけど、この「ら」の推進派ってどれを指

しているんですかね、教えてください。

ちょっと説明が足らなかったですね。同じ箇所最後の紙の2枚目、「町長ら推進派が様々な問題を隠蔽してきたため」、「ら推進派」はどなたを指しているんですか。

委員（岡本隆子君）

これは執行部ということです。

委員（清水亮太君）

一応抗議という意味じゃないですけど、抗議も入っているんですけど、推進派という言葉が使われて、この議員の7人もそこに含まれているんじゃないのかなというふうに読めてしまうので、せっかく弁護士さんがついているんだから、もっとしっかりとした文書を出してください。

あと続けていいですか。

委員長（安藤信治君）

はい。

委員（清水亮太君）

質問なんですけど、2枚目のところのアのところですかね。「通知人など反対理由について、説明責任が問題とされているとのことです」と下についていますけど、これは目的の第1、第2と同じく、あくまで執行部の情報発信に関する特別委員会を調査研究にすぎません。説明責任を果たしているところがある部分ですが、これは設置目的第1、第2、第3に関する特別委員会の所管事項である調査研究について議会が情報発信する必要性を記載しているだけです。さらに下に行って、「今特別委員会が問題としている説明責任は対象は異なり、議会内部に反対者が存在し、政治問題になっていることについて、当該反対議員に対して町民に対する説明要求です。このような政治的争点の説明は、特別委員会の所管事項ではありません」。この辺の一連の文章を読んでいると、かなり違和感を感じまして、皆さん、特別委員会の委員であって、あなた方の調査研究の結果、反対することになったんじゃないかなということを私は思います。

であるならば、あなた方が調査研究した反対の理由を町民の皆さんにしっかりと発信していく、あなた方の支援者のみではなく、町全体に発信していく義務を負っているんじゃないかなと思うんですけど、その辺の考え方をちょっと聞かせてほしいですね。

委員長（安藤信治君）

特別委員会の話で、今のを整理すると、結果的に全員で特別委員会をやっているんです。だから、特別委員会が町民に情報を発信するという意味があるんなら、反対理由も全町民に話すべきじゃないかということを清水委員は言っていると私は思いますが、それでよかった。

委員（清水亮太君）

はい、すみません、説明が下手で。

委員長（安藤信治君）

その辺について、お答えいただけますか。

委員（岡本隆子君）

特別委員会の設置のとき、これ大沢委員が言われたときですが、大沢委員が提案者で設置を提案されたときです。そのときの設置目的ですね。ここにも書いてあるんですけど、これをちょっと読み上げると、設置目的はここに上げております3点です。1点目は、新庁舎を拠点としたまちづくり及び行政機能に関することです。新庁舎を中心に周辺の土地利用や公共施設等の利活用を含めた一体的な計画であるがという、そういう利用的な話ですね。そういったことができているか。そして2点目は、新庁舎の建設スケジュールに関すること。これは、スピード感を持って事務を進められているか等が2点目です。そういったことを見ていく。3点目は、新庁舎に関する情報発信に関することで、これは建設費用に係る財政負担を含め、町財政の状況など、将来にわたり町民への負荷がかからないことが十分に説明なされているか。それから新庁舎の配置、プランニング、事業手法など、複数案の提示がなされている場合は、案ごとの差異やメリット・デメリットを明示するなど、分かりやすい説明がなされているか。これは執行部がということですね。執行部が説明しているか。それから町民への説明や意見聴取については、パブリックコメントなど広く意見を聴取し、町民が納得できる取組を検討し、実施されているかということを実特別委員会としてしっかり監視していきますよと、そういうことなんですね、その目的というものは。ですから、まず今言われた反対の意思も町民に示すべきというのは、このどのれに当たるんですか、示していくというのは。要は機能的な話、それからスケジュールの話、それから執行部がちゃんと情報発信しているか、その3点ですよ、特別委員会の目的は。ですから、この説明というのは、この目的の中に入っていないと思います。

委員長（安藤信治君）

今の話だと、説明をする内容について反対するときは、そういう反対理由は町民に説明しなくてもいいということなんですかね。私たちがあえて反対している理由は、一般の町民の方に説明しなくてもいいという、そういうことなんですか。

委員（岡本隆子君）

特別委員会としての報告はしなければいけないと思いますが、個々が町民に対して説明するということではないというふうに解釈します。

委員長（安藤信治君）

個々がと言いますが、議会として説明する場合に個々というのはあり得んはずで、その中

には推進という言葉がいいかどうか分かりませんが、推進する議員と反対する議員が見えれば、両方同じテーブルに着いて同じ条件で一般町民に説明する機会があれば、それでできるんじゃないですか。それに不都合があるようなことは何もないみたいな気がするんですけども、いかがですか、それは。

委員（岡本隆子君）

今、議題となっているのは、町民説明会ですよね。町民説明会のことだと思うんです。町民説明会に特別委員会がさっき言われたように、執行部と議会が一丸となって取り組むことなので、全員がこれに参加して理由を言わなければいけないということなんでしょうか。そういう話になっていますか、今。

町長（渡邊公夫君）

ちょっと確認してくれるかな。今の太田委員の発議の特別委員会設置のときの議会の賛否。どういう状況だったのか。

委員長（安藤信治君）

暫時休憩します。

午前9時51分 休憩

午前10時06分 再開

委員長（安藤信治君）

休憩を解きまして、再開します。

先ほど、岡本委員から当初の特別委員会の設置目的の発言がありました。その発言は、あくまでも今回の町民説明会に反対の意を唱えられる委員の方4名は出席されないと、説明する必要があるということのためにこれを用意していただいたんですが、この理由についてここからこういうふうと考えられるとお願いしたいんですが、説明会に出られない理由になると思うんですけども。

委員（岡本隆子君）

ですから、特別委員会の設置目的はそこに書いてある3つです。これは、議長から諮問を受けて、議長に対して、令和2年7月に報告を出していますね。特別委員会というのは、そういう役割だと思います。ですので、今議題は町民説明会です。町民説明会に出席するかどうかという、出席というか、議会として一緒にやるかどうかということだと思うんですが、まず執行部と合同でやるかどうかについては、合同でやるべき問題ではないというふうに思います。今、その話じゃないですか。

特別委員会としては、議長に対して諮問を受け、答申をしている。調査研究をして答申をし

た、それは特別委員会の役割だというふうに解釈をいたします。

委員長（安藤信治君）

今の説明だと、要するに反対する理由というのは、説明する必要はないというふうにはなっていないような気がするんだけど、どうですかね、それは。会議の在り方とか、そういった今までの経緯からいって、少なくとも予算的も昨年の12月以前の予算ではほとんど全会一致で、バイパスエリアに庁舎等を造るための予算を全員で可決していますよね。そういった状況の中で、急に用地費になったら反対という状況になったんですけど。そういうことも含めて、今まで予算を全会一致で可決した状態の中で、急という言葉はおかしいかもしれないですけど、反対に回った。そういう部分を含めて、それに見合うだけの反対理由というのは当然あるはずですから、それを全町民に。当然町の説明会があるもんですから、それに一緒になってやるといふ方向にはできないもんですかね。いかがですか、岡本さん。

委員（岡本隆子君）

一緒になってはできません。

そもそも執行部と議会が一緒になってやるといふこと自体がおかしいと思います。立場が違うわけですから。幾ら一丸となつてとはいえ、議会と執行部は立場が違いますよね。それがなぜ一緒にできるんですか。

委員長（安藤信治君）

さっき言ったように、予算なんかも今までずっと一緒になってやってきた。一丸となつてやってきたんですけど、そういうふうなら合同でやれば当然いいはずだし、そこに異論を唱える方があれば、堂々とそれを言うていただければいいんじゃないですか。そういうことを望まれる方が多いみたいですから、それに応えることはできないものでしょうかね、これ。

委員（清水亮太君）

議会基本条例の第7条、町民参加及び町民との連携、第7条、議会は議会の活動に関する情報公開を行うとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。解説のほうですが、第1項は、町民に開かれた議会の実現のため、町議会としての情報の発信及びその説明責任を明確にし、積極的な町民参加が得られるよう、議会としての意思を明示したものです。議会というのは、議員それぞれが集まってする集合体が議会なので、当然議会がというのは、議員がというふうに当然読めると思うんですけど、そこから否定されてしまう。そして、開かれた議会って、私、議員になったときはよく聞いていたんですけど、最近、聞かないですよ、これ。こんな愚痴を言ってもしょうがないんですけど、開かれた議会を目指してきたんですから、それは執行部と一緒にやるやらないというのは当然議論があると思うんですけど、議会として説明責任を果たすというのは基本条例に書いてあることなので、これに反するというのは、

さすがに私は議員としてどうかと思いますよ。その点について、ちょっと考え方を聞かせていただきたいと思います。

委員長（安藤信治君）

いかがですか、開かれた議会。

委員（岡本隆子君）

まず、その説明責任ですけど、説明責任を果たすということで、その具現化したものが議会住民懇談会だと思うんですけども、それは議会として統一見解が取れたものについてはそういう場でいいと思うんですが、これ議会として説明責任を果たすですよ。ですから、さっき清水委員は議会としてを議会の個人として、議員としてと置き換えてもいいんじゃないかと言われましたけれども、これは議会としてですから、そこは違うと思うんです。

説明責任というのは、個々が、有権者っていういろんな方がもちろん見えるわけですから、有権者に対して情報発信をしていくと、そういうことだと私は思います。

委員（清水亮太君）

第7条2項、議会は、議案に対する各議員の表決の結果を公表しなければならない。ここにおいて、各議員の表決、確かに議案としては書いてありますけど、これを第2項と合わせて読むと、議会イコール議員の集合体ということもここでも表記されておると私は解釈します。

あと、岡本さんが有権者と言ったけど、私は町民だと思っているので、別に票を持っていない人でも意見を言えると思いますよ。その辺、ちょっと履き違えていませんか。

それと、問題に出ている第12条ですかね。議会は議員による討議の場であることを認識し、議員相互の討議を中心とした運営に努めなければならない、第2項、議会は議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議による議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。解説、議会の存在意義は、議案に対して賛成・反対という決定行為よりも、そこに至るまでにどのような議論が行われたかが重要です。議員相互の討議を行うことで、議論のプロセスを町民に説明できる（見える）ことが大切であり、そのためには議員は自分の意見を正確に述べ議論し、合意形成に向けた努力が求められています。この辺を合わせて読むと明確なんですけど、その辺どういう考えなのか、私本当に理解できなくなってきました。

委員長（安藤信治君）

よろしいですか。

議会でも賛否を取るときに反対討論、賛成討論をやるわけですけど、当然そういうのが議会報に簡略ですが出てきます。そういったものを自分なりに説明する、議会なりに説明するというのが大事じゃないかなと私は思います。

4人の方が集まって、今度新庁舎の透明性ですか、その組織をつくられたわけで、その4人が組織だってそういう反対する理由というのは、当然機会がなければ自分たちでやらないかんことだし、たまたま今回、町民説明会があるということなら、そういう場にぜひ出ていただきたいと私は思っています。それで、福井さんが言われるような産廃のときのごたごたとか、混乱した会議になったとか、この間のリニアのフォーラムでも非常に私は混乱したと思っておるんですけども、ああいう状況になってしまうことを心配やから出られないという話ですけど、そういう会議にはならないと思うんですが、いかがですかね、その辺は。はっきり言って、さっき予算の経緯なんかも言ったんですけど、これから決めることじゃなくて、ある程度予算的には決まっていたことなんですわね。産業廃棄物とかリニアはまだこれから、リニアについては町がどんな議案を出すかちょっと私は分かんんですけど、決まったわけでもないです。それと一緒にこの庁舎問題を考えるというのは、ちょっと飛躍し過ぎかなと私は考えるんですけど。

委員（奥村 悟君）

なかなかうまく言えないと思うんですけども、先ほど福井委員が過去の産廃の問題、住民投票で一応反対ということになったんですけども、あれは民間業者ですね、寿和工業ということの中で、住民の中からそういった声が沸き上がって行政を大きく揺るがしたということなんですけれども、それを引き合いに出されたら。リニアの問題もそうなんですけれども、第三者がやるということなんですわね。今回の庁舎については、町の執行部、行政という立場が政策的なもので進めてきて、この7年10年をもう我々議員も、過去の岡本さんも前の議員さんなんですけれども、いろんな話を聞きながら、意見を出し合いながら、提案された案件について賛成をしてきたわけですね。既にこれで7年10年たってしまっただけで、当時の最初のスタートのときにそういった議論が尽くされれば本当によかったと思うんですけども、この時期に来て、住民の反対なり、今回の推進派という話が出たわけなんですけれども、当時の産廃のことがまた呼び起こされた中で、議員という立場、我々は話を聞いているので、それを公平中立に説明していくことが大事じゃないかなと思うんですね。もう偏っちゃって、この前も話が出たんですけど、反対派がすればいい、言い方は悪いですけど、賛成派がすればいい、そういう問題じゃなくて、我々議員の立場、これですうっと何年も何十年も審議してきた中で、それを住民に説明をして、住民がどういう判断をしてくれるのか、それが公正中立じゃないんですかね。それぞれに説明すれば、それは賛成というか、いい人が来るに決まっているんです。4人の方が説明すれば、反対派の人が来るので、やっぱりそういう説明しかならないんですね。ですから、そういった声が、住民全体の声が本当に聞こえてこないとか、本当に隠れた話になってしまうので、それはよくないので、やっぱりこの11人が本当にそれぞれの立場で議論を交わして、

これはこういうふうで駄目だ、これはこれでいいというのを住民の方にきちんと説明をして、納得してもらうことが僕は本当に大事じゃないかなというふうに思うんですね。

執行部がやったのは政策的のことですよ。寿和とか今のリニアの問題もそう。第三者がやっている話じゃなくて、執行部が本当に政策を立案して考えてここまで来たものを、今回は議員が先導してやめさせるという話は私はいかがなものかと。私はそういうふうに思うんですけど。

委員長（安藤信治君）

いろいろ意見が出て、答えもいただきましたんですけど、正直言って、3人の方の今度の9月の住民説明会には出られないという弁護士からの返事でもう変わることはありませんね。

委員（伏屋光幸君）

なし。

委員長（安藤信治君）

出られないですね。

委員（福井俊雄君）

いや、ありません。

委員長（安藤信治君）

谷口さんはもちろんそういうことですね。

委員（福井俊雄君）

同じです。

委員長（安藤信治君）

これは、説得するとかそういう話じゃないもんですから、今日の会議をやることによって考え方が変わるとか、そんなことを多少期待はしておったんですけど、それも無理みたいですので、一応合同でやることはおかしいとかなんかという意見がありましたけど、一応、私としては、せっかくの機会だから、議会の議員も一緒に出て、そういったもろもろの町民からの意見を聞く機会にしたいと思います。町は当然説明されると思いますけど、内容については。そういったこともこの機会ですので、私としては御嵩町議会としてその説明会に一緒に出て、一緒にお話を聞きたいというふうに考えておりますが、いかがですか、ほかの方。

また採決を採るといって、クレームがつきそうな気がしてちょっと怖いんですけど。

委員（山田儀雄君）

今までの議会、我々が特別委員会をつくって、最終報告があつて、新たなやつができて、スピード感を持ってやっていくという部分までで、全員可決でしたわけなんですよ。それで、去年の12月から、あの辺からちょっと変わったわけなんだけれども、その変わったことが住民の方は絶対知りたい。この前も地権者の方と杉山第三学園の職員の方々が来ていただいたん

ですけれども、そこが聞きたいという部分があって、僕も全協のときに皆さんに説明責任があるよねなんて話した。2回尋ねたんですけど、全員、反対の方は、説明責任しますと。こういう話の中で弁護士に依頼されたということがありますけれども、私は、9月の行政説明会、議会も一緒にやって、残念ながら反対の方は出られませんかもしれませんが、私は一緒にやるべきだと思っています。

委員長（安藤信治君）

ほかの方はいかがですか。

委員（安藤雅子君）

私は、4人の方が合同での説明会を行うのであれば出ないと言ってみえるということで、議会という名前を使って執行部と一緒に説明会に出るというのはどうなのかなというふうに思っております。先ほど来からのお話を聞いておりますと、反対の方も説明をするということについては、否ではないと。ただし、さっき福井さんがおっしゃられたのは、いわゆる賛同者というか、支持者の方を集めて説明をしないとぐちゃぐちゃになってしまうのではないかという心配があるとおっしゃられましたけれども、支持者であるないに関わらず、町民全員に対する説明責任というのが議会全体として私はあると思います。

そのためには、やはりまず議会内で、先ほど奥村委員がおっしゃられましたけれども、それぞれの立場で議論を交わして、自分たちの考えを述べながら、まとめるところまではいかなくても、お互いがお互いにちゃんと理解し合って、どういう意見なのかというところまでは詰めていくべきなのかなと。お互いが疑問に思っている、ここはどうなんだと思っているところをちゃんとお互いがお互いに聞き合って、答えて、みんなで話し合っていくということをまず議会内でやらなければいけないのかなというふうに思っています。

その上で、議会として町民全体を対象とした説明会をできるといいなあというふうに私は考えています。

委員長（安藤信治君）

議会だけでやれという話。

委員（安藤雅子君）

そうですね。

委員長（安藤信治君）

全員参加で。

委員（安藤雅子君）

説明会をやるとすれば、議員全員がそろってできるような場を設けて、議会として説明会、執行部と一緒には無理だというお話があって、全員参加を望めないのであれば、議会としての

説明会というのを設けるべきではないかというふうに私は思います。

町民の皆さんとしては、議会内が割れていて結論がなかなか出てこないんだということはおおよそ知ってみえる方が多くて、私もよく聞かれるんですけど、何でそんなに割れておるの、何でそんなに割れちゃったの、どこがどうなってそうなおるのということを町民の方は知りたいと思うので、やはりそこら辺のところは、議会としてきちんと町民の皆さんに分かるようにお伝えする責任があるのではないかなというふうに私は考えます。

副委員長（大沢まり子君）

私は、1つは今安藤委員がおっしゃられまして、議会内で議論することが、本当これが一番大切だったんですけど、今まで全協でやってきた中で、この議題になると、話からそれには出ませんとか、そういうような、結局その4人の方が弁護士さんに委任をしているということ自体が、議会の中でそんなことがあっていいのかなというのが、それは正当なあれかもしれませんが、弁護士さんに依頼されれば、そちらの方の味方をしながら弁護されるわけですので。今回も回答書というのがこのように出ていますけど、本件照会事項なんていうことを議長は何か照会されたんですか、弁護士さんに。議長は別に照会していませんよね。それは、多分皆さん、岡本委員もおっしゃられたように、弁護士さんと相談をして返事をするということだったので、それはだったら別に弁護士さんと相談して返事をしてくだされば済む話であって。

委員（伏屋光幸君）

今のね。

副委員長（大沢まり子君）

議長から出していました。照会。

委員（伏屋光幸君）

それが行っているから、この返事が来た。その辺、間違えないように。

副委員長（大沢まり子君）

議長から出していますか。照会出してありますか。

議長（高山由行君）

弁護士さんに。

副委員長（大沢まり子君）

はい。

議長（高山由行君）

出していません。

副委員長（大沢まり子君）

どういふことでしょうか。

議長（高山由行君）

議員さんに聞いたわけです。

副委員長（大沢まり子君）

議員さんにお伺いしたということなんですけど、その返事が照会事項に対する回答書という形で弁護士さんから来るということ自体も、とても不思議な現象だなというのを、こんなことはよそでは例がないんじゃないかなというふうに思っていますし、ここの中にあります基本条例に対して説明責任の主体は議会であって、反対したからといって個々の議員が説明する必要はありませんということでもありますので、公平公正に町民に対して説明をする議会というのはどういったものを明確に教えていただきたいと思います。皆さん方が、4人の方が考えられる。議会として公平公正に町民に説明するには、どういうふうにしたらできますか。それをお聞きしたいんですけれども。

委員長（安藤信治君）

ちょっと戻っちゃったみたいですけど、18日、19日。

副委員長（大沢まり子君）

その日は出られない。議会単独としても出ないというふうに回答があるから。

委員長（安藤信治君）

それともう一つ、安藤雅子委員が言われたように、パンフレットの中にありましたね、合同という言葉。御嵩町及び町議会はという表現があるんですけど、この件についてはいかがですかね。一応、多分私の推測ですけど、全員意見言われていないんですけど、7名の方はこの会議には出ていただけだと思いますし、7名というのは私も含めてですかね。ほかの方はもう出られないという表明をされましたので、そのことに対しては、別にとやかく言うつもりはありませんけど、この表記についてはどうですかね、安藤雅子委員が言われたように。これも大変重要な話で。

副委員長（大沢まり子君）

推進派が主催しているわけじゃなくて、議会が主催しているんであって、皆さん全部が議会のメンバーですので、推進派の……。

議長（高山由行君）

委員長、4人の方が出なかったら、あとの7人はどうするかという話を今しておるんじゃないの。

委員長（安藤信治君）

そうです。

議長（高山由行君）

それなら、それを進めてください。

委員長（安藤信治君）

あと7名の方は出られるでしょう。

議長（高山由行君）

一人一人聞いていってくださいよ、じゃあ。

委員長（安藤信治君）

山田委員は言われたよね。

委員（山田儀雄君）

言いましたよ。

委員長（安藤信治君）

大沢委員は。

副委員長（大沢まり子君）

出席します。

委員長（安藤信治君）

安藤雅子委員は。

委員（安藤雅子君）

私も出席を考えています。

委員長（安藤信治君）

奥村さんは。

委員（奥村 悟君）

私もちょっと頭を悩ますんですけど、先ほども言ったように、やっぱり説明責任は全員でやらなおかしいんですよ。ですから、もし執行部が入る、議会が入る、分けてもいいんですけども、例えばこの間、参事が言われていたように、時間を15分なり20分なり取って、こういうふうに進めていく。推進派とか賛成派とかそれはあまり聞きたくないんやわ。こういうふうに進めていく、将来のために、庁舎のあれをやる方向、やらない方向、ニュアンスをちょっと変えたほうがいいんですけども、そういったふうに時間を取って20分なり取って、それぞれ我々7人も4人の方もそれぞれ説明時間を取って、公平中立に説明するべきじゃないかなというふうに思うんですね。その執行部だとか議会だとか、何かそこら辺が、執行部が出ていると駄目だ、議会だけでやらなあかん、そういう話じゃなくて、これはずうっと議会も執行部の提案の中で議決して賛成してきて進めている中なら、一心同体じゃないですかね。そんなふうにするので、私、ちょっと頭を悩ませているので、ちょっと考えさせてください。

委員長（安藤信治君）

出られないということ。

委員（奥村 悟君）

いや、出られないということはないですけども、ちょっと時間を下さい。ここで返事しなきゃいけないですか。

委員長（安藤信治君）

もうそろそろ周知の話が出てくるので、あなた個人が出るか出ないかだけ言ってもらえば。他の4人の方はこれからどういう状況なら出られるという話をこれからしてもいいし。

委員（奥村 悟君）

そういうことの中で、我々が本当に出てほしいという話をしながら、よろしいですか。私はそれなら出ますので。

委員長（安藤信治君）

清水さんはよろしかったですかね。

委員（清水亮太君）

私は出ますので、お願いします。

委員長（安藤信治君）

議長は当然だよな。

議長（高山由行君）

いろいろと議論していただきまして、ありがとうございます。まず、反対される方は出ないという結論が出ました。大変残念に思います。

議長としましては、皆さんの意見を今る聞いております中で、私が考えるのは、やはり議会としてどうのという話です、議会として。この後、杉山第三学園の話も出てきますけど、議会として認定したなら、議会の意思はそこでもう決定したわけですよ。議会全体の意思、御嵩町議会として、意思は認定したわけですね。その後、やっぱり認定されたということは、議会として何ら行動を起こしたり、議会としてそれに向かって進んでいくのが当たり前でございます。そういうことであります。

さっきの奥村さんの意見の中で、ちょっと私、話が違うのは、私たち御嵩町議会の特別委員会は、執行部の言うことについて追随してきたわけではありません。私たちはボールを投げられたり、ボールを戻したり、またボールを投げられたり、そのときは私たちが主体となって決めることは特別委員会で詰めて決めてきました。決めてきた自負もありますし、特別委員長として覚悟の上で全てやってきたつもりであります。だから、そこら辺は自信を持って私は言いますし、弁護士さんから来た文面も、こんなことを言われて本当に私は個人的には心外です。先ほど町長が指摘した部分も、何を隠蔽してきたか、そういうことを、これが弁護士さんが書

いた文面であろうがなかろうが、4人の方の意思として私は確認したので、4人の方がこの部分についても何を隠蔽してきたかということの説明する責任はここでもあると思いますよ、当然。だけど、私は今4人の方が出られないという結論を出した中で、出てよ出てよと言ったところで、やはり意思は固そうですし、人間一人を動かすというのは大変難しいことです。丸がバツに変えよということは大変ですので、議会としてどうしたらいいのかということをもんでほしいんですよ。議会の説明責任、議会としてどうしていったらいいのか。7人の方は出る、出んは今決めてもらったので、出るという方向に多分なるとは思いますが、では議会としてどうしたらいいのか、4人の方。それはやっぱりあるんじゃないですかね。

議会というのは、岡本さんがいつも言われているように、議会の意思はあるので、議会は過半数をもって議決をして、議会の意思になってきます。それについては、反対された方もそのように動いていただかなければ本当は駄目だと思っています。あのとき私は反対したで関係ないねということは通らんのですよ、議会というのは。意思になるんで、機関の。それで、町と12人で、今11人ですけど、対応していくのが議会だと思っています。だから、これが町の執行部とはやれないということなら、議会として今の11人でどうしていったらいいか、アドバイスくださいよ、議長にも。

委員長（安藤信治君）

先日、16日に岡本委員にも言いましたけど、どういう形なら出られるかと。どういう形なら公平公正にそういったことができるかと、その回答には回答していただけなかったんやけど、奥村委員が言われるのはまさにそういうことで、もしそういう譲歩するというのか、そういう場所ができれば、参事にはちょっとアイデアをいただいたんだけど、そういうことができたら今後ともそういうことを考えながら協議をしても私はいいと思う。ただ、現時点で、本当に特別委員会としてはそれに参加するかどうかということを知りたいということで、一応私も含めて7名は出るということによろしかったですかね。

欠席ですけど、谷口さんも含めて4名の方はもう出られないということによろしかったですか。

最終的にさっきの御嵩町議会と町と、表現だけの話なんですけど、それについてはどうですかね。これは書いてあるから出ないという話なら消したっていいし。別段、出ることには変わらないから。そんなに私はこだわりは持っていませんけど、できれば、私個人的にはこういう表現がしたいというふうには思っていますが、いかがですかね。

委員（安藤雅子君）

先ほども申しましたけれども、11人の議員のうち4人の方が出席されないということで、私は町議会という表現はふさわしくないのかなというふうには思います。

委員長（安藤信治君）

そうすると、議長の言っておる話とちょっとずれちゃうけれども、よろしいかね。どうですか、ほかの方。安藤雅子委員は消したほうがいいよという話ですけど。

委員（奥村 悟君）

だけど、町議会 11 人で説明するというので、4 人の方は出席できないということをお話していたので、それをもって、なら 7 人だけの議会、それではまたおかしいですから。町議会が出て説明するんだけど、たまたま 4 人は欠席だという話じゃないでしょうかね。

委員長（安藤信治君）

だから、この表記でいいということか。

委員（奥村 悟君）

いいんじゃないですかね。

委員長（安藤信治君）

どうですか、その辺は。

委員（清水亮太君）

たった 4 名でも御嵩町議会の説明会と名のつた方もいらっしゃるので、問題ないかと思いません。

委員長（安藤信治君）

それでは、表記については御嵩町及び町議会という文言でいくということでもよろしかったですか。よろしいですね。

じゃあ、そういうふうに関心させていただきます。それでは、執行部のほう、こういうふうで準備してください。一応全員参加を目指して議会のほうはやりますので、どうなるか分からんですけど、よろしくをお願いします。

それじゃあ、この件についてはよろしかったですね。

次に、もう一件……。

委員（安藤雅子君）

この説明会については、今結論が出たと思うんですけども、先ほどからちょっと議長も申されているように、そうしたら議会としてはどうなんだというふうな話で、私も奥村委員も言ってますけれども、大沢委員もたしか言われたと思いますが、議会内での議論が大切。今はこの議論が議会内でできないということの原因は、やはり私は反対してみえる方が弁護士さんの書面をもって私たちに回答してみえてるところが問題なのかなというふうに思います。法的なことは私は詳しくは分かりませんので、法的にどうだということはこの場では申し上げることができませんけれども、議員としての基本条例を決めてきた中で、御嵩町議員としての

務めや役割を果たすというところで、せめて議会内であれば討議、討論、そういうものを尽くして方向性を導いていくというのが本来の姿じゃないかなと思います。なので、ぜひ議会内でするし上げだとか、個人の批判だとか、そういう言い方をしないで、多少はディベートでお互いがぶつかる中で、お互いを批判するようなことも出てきてしまうのかなとは思いますが、でもそれはそのルールの中で収まるぐらいに良識を持って判断していただくということで、議員間での話し合いをまず持てる場を私はつくるべきだと思います。

委員長（安藤信治君）

ちょっと待ってくださいね。お気持ちは十分察しますけれど、これは庁舎特別委員会の話とちょっと離して、弁護士を介して回答書を渡したり何かする、そうした行為に関して、また全協なり活性化研究会、そういったところでぜひ私もやっていただきたいと思っておりますので、その辺はよろしくをお願いします。

委員（清水亮太君）

1点、私たち、つるし上げをした覚えはあまりないんですけど、その辺、ちょっと否定させていただきます。

委員長（安藤信治君）

つるし上げになる可能性をした覚えはないということですね。どうですか、その件に関しては。どうしてもされたとおっしゃるなら、その辺も含めてどういうケースだったか。

確かに私もつるし上げたつもりは何もありませんし、話し合いの中でちょっと声が少し荒くなった部分はあるかもしれないんですけど、少なくとも、今清水委員が言われたような、議会内の話し合いの中では、私はしたつもりもありませんし、引っ張りませんし、自覚症状も全くありませんし、よろしくをお願いします。

副委員長（大沢まり子君）

私も議員間の討議で話し合いの中ではこんなことはなかったと思うので、それはお聞きするか、そういうことにはなるので、意見が聞きたいときは聞かせていただきたいということでお話しさせていただいているんですけど、つるし上げという言葉は、弁護士さんが最初の文書を持ってこられたときに、住民の懇談会の中でつるし上げに行くんじゃないかということと言われた言葉じゃなかったかなと思うんですけど、ですから、それは議員さんの話を聞かれてそう思われたのかもしれないんですけど、そちらのほうが問題というか、私たち議員の間ではつるし上げはなかったと思いますけど。中では、聞いたり議論することをつるし上げと言われると、何の話もできなくなってしまうので、どうですか、3名の人は。

委員（岡本隆子君）

そもそもつるし上げということで、弁護士が入ってくるようになった経緯というのは、地権

者説明会のときです。あのときに明らかに、今回の資料も同じですけど、4人が反対しているということだけの資料ですよ。それを地権者に送って、そして結局今の段階で相続のことも問題になっているわけでしょう。いずれ解決するとはいえ、相続の問題は私は5月に聞いたときは6月中に解決すると言われました。6月に聞いたときは7月中に解決すると言われました。この間聞いたときは8月中にと言われて、まだ8月中なんですけれども、そういったことも原因の一つではあると思うんです、遅れている理由って。相続ができていない、登記ができていないということ。だったら、そういうことも書かないといけないんじゃないですか。それなのにそういうことを書かずに、4人が反対したということだけ書いた資料を送りつけ、しかも事前の質問ですよ。その前の中でも安藤信治さんが二十何億円使っておるんやで、おまえらそれ弁償できるのかというような意味合いの発言もされましたし、それから事前の質問の中で、4人への法的措置だとか、すごく質問がこんなことを本当に地権者の方が言われたのかなと思ったんですけど、すごい文言が並んでいて、そんなところへ私たち4人が行って、そして、きちっと行政を監視していかなければいけないチェック機能がある私たちがそういうところに行って、今後議員活動はちゃんとできるのかということの中で、それで弁護士のほうが心配してといたしますか、ちょっとお手伝いしましょうかということになったわけです。

ですので、原点はそこなんです。だから、都合のいい情報を出して、そして一方的に4人のせいで今手続が遅れています、不許可見込みですということと言われるわけです。今回も、明らかにそういった相続のこととかは書いてないです。そういう中で、まずつるし上げということなんですが、そこが始まりなんです。何もこんな場が設定なければ、私たちも弁護士に相談することもなかったし、弁護士のほうから心配されるようなこともなかったです。ですけども、結局杉山さんが今日、傍聴にも来られているんですが、杉山第三学園との意見交換会についても、杉山さんであれば、早く保育園を造ってくれというお願いかなというふうに思ったんですが、新庁舎を進めてくれ、それは新庁舎が進まなければ保育園は進まないんですけども、そういったお願いに対して、やっぱり私たちはすごく構えます。じゃあ、杉山第三学園と執行部は一体的なものかなというふうに、そういう中での意見交換ということになると、やっぱりどいういう方が出てこられるのかということを確認した上で、もちろん私たち、杉山さんと意見交換したいと思っていますよ。ですので、そういったことで弁護士のほうから照会書というのを outsending いただいたんですが、そもそも地権者との説明会というような設定をしたのは執行部ですよ。ですから、私たちがこういうことになってきたということです。

それから、今回のこの町民説明会も、県の回答書の中にこうやって書いてありますよね。

委員長（安藤信治君）

ちょっと岡本さん、話がずれている。つるし上げの話はちょっと置いておいて、もう一回、

我々議員間の問題になる話ですから、その辺はまたゆっくりあなたが座長の活性化研究会でやってもいいし、弁護士を介していろんな議員活動をするというのも、その是非についてはちょっと話したいと思います。よろしくをお願いします。

ちょっと待って、いいですか。せっかく杉山さんが見えているので、その件について協議したいと思います。

いろいろ疑問点もあるかもしれないですけど、とにかく杉山第三学園さんから意見交換会をしてほしいという要望書が出ていますので、この件について協議したいと思います。

これ、まだ何も決まっていないですけど、議会としてどういう対応をするのかというのは、町も入って介入するとか、そういうことは一切決まっていません。この点について、ちょっと議長のほうからちょっとコンタクトがあったそうですので、ちょっと話をいただきたいと思います。

議長（高山由行君）

協議事項の2番に入ったという認識で杉山第三学園との意見交換会についてを議題にされましたので、一言申し上げます。

請願が出まして、賛成多数で採択されました。その結果を杉山さんには当然お知らせしなくちゃならないので、こういう結果になりました。それで、私と議会事務局長で実はこういう結果になったということを報告に行くつもりでございました。それで、8月18日ですかね、急遽杉山さんのほうから電話がありまして、理事長が今来ておるで、そんな話も議長としてどう思うか、ちょっと話が聞きたいということで、私が1人で行ってきました。8月18日木曜日です。

2時間ほどお話をしまして、安江園長先生も見えましたし、男性幹部の方、二、三人と5人、6人ぐらいでお話ししましたかね。今の現状を私がお話しできる範囲でつぶさにありのままにお話ししてきました。

どういってお話かといいますと、基本的には、議長、この先、私たちの幼稚園の構想を進めるためには、どないなったら進めるねという正直な疑問ですわ。私は私の意見として聞いてくださいね、議会としての結論はこういう結論で、何らかの動きは当然見せますけどという言葉は私は伝えました。

実は、その前にこの扱いについて、私、副議長、各常任委員長、議会の運営委員長の5人で請願の扱いについてお話をしました。私は、当然議長として請願が採択されたら、このような動きをしないかんというのは頭にありましたので、1週間が過ぎて、みんなに招集をかけまして、意見を聞きました。誰やとは言いません。御嵩町議会としたら、以前もこういう問題がいろいろあって、請願は採択したが、特に御嵩町議会として何かをするということはないんじゃない

ないという意見がありました。そういう意見に押されて、だけど、私は議長として、先ほども申しましたが、議会の意思になったということは、議会として何らかの行動を杉山第三学園の方にはしないかんやないという思いは強くありましたので、杉山理事長と会談をしてきました。

どうしたらいいかと聞かれたもので、言葉に窮しましたが、今、本当ににっちもさっちもいかん状態ということも言いましたし、基本的には県の農転の許可が下りんということで、ざっくばらんに何でやという話で、やはり反対者がおって、特別多数議決の票に満たんののでということは正直に言いました。

この先の展開、私たちはどうしたらいいねという話に当然なってきましたけど、そこは、私としてはいい知恵がないので、頭を抱えて先生にただただ今の状況をおわびするだけの形になりました。帰ってきましたけど、だけど、23日にある程度反対される議員の方も賛成される議員の方もそれなりの対談の申込みに対してきっちりとした結論を出して、先生に御報告しますということで帰ってきましたので、今日、また再度この件について、しっかりとみんなに意見をもんでいただいて、どうするか。先ほども申しましたが、個人の議員としてもどうするかということもありますが、議会としてどうするかということをしつかりと肝に入れてお話ししていただければありがたいなと思っています。以上です。

特に自分たちの保育行政、幼児行政がどうなっていくてしまうんだという不安でいっぱいだと思います。物価高騰の以前に予定していたものが、同じものを今つくろうと思ってもなかなかできず、どうしていったらいいものか頭を抱えている状態だということです。

その説明会するときにも安藤彰朗先生が申しましたように、このままでいけば、民設民営の部分を省いてもらって、公設民営にという話もしておりました、やはり。それは、この先不透明でどうなるか分からへん状態で、計画も立てられない、お金も使ってきた中で、自分たちもどうしたらいいか分からないのに、議会もしっかりやってくれよという叱咤激励は受けましたけど、頭を抱えて帰ってきたのが現状であります。議会としてどうしていったらいいか、再度言いますが、議員の皆さんはアドバイスをいただきたい。話し合ってください。以上です。

委員長（安藤信治君）

議長の話をついた上で、議会としてどう対処するかという問題になるんですけど、これもさっきのこいつと同じような感じなんですけど、これは8月10日付で杉山第三学園のほうで照会書なんかが出ておるんですけど、この中で何かお聞きになりたいことがあれば、どうしても言っておきたいことがあるかと思っておりますので、どうですかね。

まあ、これを見れば少なくとも関与があるということは、今の中立公正な意見交換会の場になるとは考えられないから出席は拒否するという文面があります。意見交換会も4名の方は出席を拒否されたわけなんですけど、少なくとも谷口委員は総務建設産業常任委員会の自由討議の中

で求められれば応じることができるというような話をしてみえましたので、そういう方も含めて、多分杉山第三学園さんは文面を見ますとこういう文書を出されたと思うんです。谷口委員はどんなふうに考えておられたか、この文書を眺めて、分かりますか。委任を受けて本人は何も知らないという、そんな状態ですかね。どうですかね。

委員（岡本隆子君）

谷口委員は、この段階ではまだ入院される前なので、これは当然確認をしてみえます。そして、意見交換会の件も、総務委員会の委員長として答えられたんですが、やるというふうに言われました。

ただし、そこに書いてあるように、どなたが出席されるのか、どういう形でやるのかは別途考えますよということをおっしゃっていただきましたということです。ですから、そこに書いてあるように、私たちは意見交換会をやりますよ。それについてはどういう方が出席されるのか、そういったことも含めてこちらの弁護士の方が窓口になっておりますので、そちらのほうへ御連絡くださいというふうに対応しております。これについては、当然谷口委員も同じ考えです。これは入院前ですから。

議長（高山由行君）

委員長、少し付け加えさせてください、先ほどの私の意見に。1点だけどうしても付け加えたいことが、先ほどの私のあれであります。

杉山第三学園の理事長がこう申しておりました。これは正直なところ、私は素直に受け入れてきましたが、さっき岡本委員から杉山第三学園も町の執行部も一緒になってやっておるじゃないかという話の中で、私のことも議長として信用できなかったらもう何ともなりませんけど、私は素直な気持ちで、杉山さんはただただ自分の会社の行く末を案じ、御嵩町の幼児教育を案じ、一人一人の議員さんの個々の意見を聞きたいという素直な気持ちからただ申し込んだだけ、そのほかの気持ちはありませんということをお付け加えておきます。以上です。

委員長（安藤信治君）

今の議長の発言の中で、この文面の中では何か町長と高山議長、こういった意見交換会をやるのに関与があったかどうかなんていう話が出ている。この点についてはどうなんですかね、今の議長の話からいうと。杉山第三学園はそんなことをおっしゃっていないみたいなんですけれども。

委員（岡本隆子君）

それならそれで、働きかけはないということでもいいと思います。ただ、働きかけがないとしても、意見交換会についてはということですよ。

委員長（安藤信治君）

あってもなくても意見交換会には出ない。

委員（岡本隆子君）

出ないというか、出ますよと、やりますよという条件付でというか、どなたが出席されるのか、そういったことを御連絡の上でやりますよというふうにはお答えをしています。

委員（福井俊雄君）

本件書面を、ここにも書いてあるんだけど、意見交換会をすることはやぶさかではないんですけども、杉山第三学園の園長さんに、5日以内に当職員ら宛てに書面にて御回答くださいますようお願い申し上げますというのを出しているの、もう1週間以上たっているんですけども、8月10日から今23日、2週間近くたっているの、その気持ちをしっかりこれは弁護士さんがそれで回答くださいと言っていますので、その御回答をしっかりと見て、我々は参加することを条件にしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

副委員長（大沢まり子君）

回答を聞いて出席するかしないかを決められるというような今のニュアンスでしたけど、意見交換会をされるのはやぶさかではないということですので、条件をそちらから出してみるので、こういった条件だったら意見交換会もできますよということを明確にさせていただいたほうが早いんじゃないですか。見て、この人が出ているなら駄目とか、そういうふう決められるわけですか。どういう条件があるのかということをお教えてください。

委員（岡本隆子君）

どなたが出席されるのかということをお明確にさせていただいて、ここに書いてありますように、通知人らというのはこの4人ですね。貴法人との意見交換会をすること自体やぶさかではありませんと書いてあるので、議員全体での意見交換会を想定していません。そういうことです。4人と杉山第三学園のほうから出てこられた方との意見交換会はお受けいたしますよと、そういうことです。

委員長（安藤信治君）

仮にそういう意見交換会を4人の議員の方と杉山第三学園でやられたとしても、当然その中に、憶測で物を言っちゃいかんと言われるかもしれませんが、今のバイパスエリアの場所へ、庁舎と保育園の用地を用意するというのは、なぜ駄目なのかという説明を求められる可能性がありますよね、当然。さきの地権者説明会だってああいう質問になったというのは、今さらあそこに庁舎をどんなやつを造るとか、そんな細かいことじゃなくて、何で早う土地を買ってくれんのかということが地権者の方は知りたいだけの話で、これに町の御対応ということで説明会で、当然そういう反対理由というのは問われるわけですよ。そういったことに関してはお答えできるわけですかね、この4人の議員の方と杉山第三学園の話合い、意見交換会が成立とい

うかできれば。というのもお答えいただけるということなのかな。一番関心があるのは、多分保育園の方も杉山第三学園の方もここに一番関心があると思うんですけど、いかがですか。どうですか。

委員（福井俊雄君）

あの場所でどうして反対かとかいうことは、懇談会で真摯に答えたいと思っています。

委員長（安藤信治君）

4人と杉山第三学園とやられるなら、そのときに質問があれば真摯に答えるということでしょうか。

委員（福井俊雄君）

はい、そうです。

委員長（安藤信治君）

これは、杉山第三学園が望まれるか分からないですけど、それはよろしいですね。

委員（福井俊雄君）

はい、いいです。

委員（奥村 悟君）

今話を聞いていますと、7人でやればいい、4人でやると、それぞれで。そんな話に聞こえてくるわけですがけれども、それが本当にここで言われている弁護士が来て、中立公正なんでしょうかね。それはちょっと疑問に思うわけですがけれども、岡本委員もいろんな議会の討論の中で、保育行政の失策なんてことを言ってみえるね。そういった中で、もし4人の方が意見交換会をやったときに、そういう話をもう非難のような話をされるとなれば、それは中立公正じゃないですね。ですから、そういうものはやっぱり議員全員でやらないと、こちらの議員の意見、こちらの議員の意見、執行部はこういうふう、やっぱりそれが中立公正じゃないんですかね。自分が反対にその意見をずうっと踏襲して並べてしまっただけでは、本当にそれが公正な意見交換会になるでしょうかね。そこら辺をちょっと疑問視するわけですがけれども。

委員長（安藤信治君）

ほかにはないですか。いかがですか。

副委員長（大沢まり子君）

今、奥村委員がおっしゃったように、4人の方だけとの意見交換会が中立公正・公平、どういふふうに4人の方は考えられるんですか。お答えいただきたいと思います。

委員長（安藤信治君）

どうですか。中立公正という言葉が盛んに出てくるんですけど。

副委員長（大沢まり子君）

その定義が全然分からないので、自分たちだけで話をするのが公平・公正な説明ということなんです。何が公平なのか、公正なのかというのを聞きたいんですけど。

委員（奥村 悟君）

今、中立公正と言われてはいますが、その推進とか反対とか、やっぱりそういったことで議論を交わして、住民の方がそこできちんと頭の中にかみ砕くということが必要じゃないかと思うんですね。やっぱりこれについては賛成というか推進というか、もうやっていかないかという人もあった場合に、それを反対するという根拠というか、これを覆すようなものを出していただいて、そこで議論して、それは住民の方が判断するし、やっぱり町をよくするためには、住民の方のためにやることですから、これはやっぱり住民の方が、ああ納得していいんだということになれば、4人の方、岡本議員たちも、そういう話なら進めていくということにならないんじゃないですかね。

ですから、それは議論をぶつけ合って、それを覆すようなという話を出していただけないでしょうかね。そう思うんですけど。

委員長（安藤信治君）

どうですか、今の奥村委員の話。中立公正とかいろいろ言葉は出てきたんですけど、4人でなら受けるという話、それは中立公正じゃない、逆の面で違うんじゃないですかという意見ですけど。

議長（高山由行君）

申込みは議長宛てに来ているんですよ、議会宛てに。それを私が一部の人間だけで行きますと、なかなか答えにくいけど、ちょっと議論してくださいね。

委員長（安藤信治君）

先ほどから議長が言われる議会としてというのはあるんですけど、さきの関与なんていう言葉が出てきたときに、こういうのがあんなら中立公正じゃないから、私たちは出ませんよということで断ってみるんやね。先ほどははっきり言われたんですけど、4人ならいいという話やけど、我々が一緒になるということは不可能じゃないですかね。議会としてというのは、ちょっと無理かもしれないですね。だから、我々はもし杉山第三学園に説明しようとしたら、推進するほうが、別に町の説明と何も変わりませんから、改めてする必要もないし、あくまでも杉山第三学園さんが意見交換する目的というのは、これからの保育行政をどうするとか、そんな話もあるかもしれないんですけど、当面民設民営の保育園の確保というものの打診があるんじゃないですか。そのことについて話が出れば、当然お答えしていかなくやならんと思うし、我々の答えは分かっているんですけどね。だから、この件についても、こんな文書が出た以上は、これはちょっと取り下げますという話になれば別ですけど、このまま行きますといたら、いつ

までも平行線にしかならんと思う。どうですかね。だから、いつまでたってもこんな水かけ論をして、話が全然進まんみたいな気がする。

議長（高山由行君）

そうしたら、議長宛てに議会としてこういう行動を申し込みたいという答え。今日、傍聴されておりますが、来ておりますので、その結果を私は杉山第三学園さんに答えなあかんのですよ。そのやぶさかでないという言葉が僕はどういう意味かよく分からんのですが、岡本さんの意見で条件をつけるならやってもいいよということでしたので、杉山さんに条件をつけた形で4人で申し込んだらどうですか。そういう説明責任があるということは、岡本さんも常々言っておられるわけやもんで、そういうように答えんと、さすがに議会としてまとまらんかったで駄目ですよ。議会として4人を出すわけではないので。だけど、地権者説明会でも一緒でしたけど、やっぱり利害関係者といって、お金も随分利害が発生しているわけですよ。そこの説明責任の中でやっていかないかんことを私たちは今やっているわけですけど、そういうことはやっていくべきだと思っておりますが、やぶさかでないということなら、やってもいいよ、条件出してということなら、逆に条件をつけて申し込んだらどうですか。どう思いますかね。

委員長（安藤信治君）

議長から提案といいますか、申入れがあったんですけど、ちょうど4人の組織の名前も出ておるみたいですので、組織名でもいいし4名連名でもいいけど、そのほうで杉山第三学園のほうへ意見交換会を求めるという方法もあるということですから、その件についてどうですかね。

議長（高山由行君）

やっぱり採択した以上は、それぐらいのことをやらな、私も格好がつかない。御嵩町議会としてもどうやと思えますけど。

委員（岡本隆子君）

今、谷口委員が療養中なので、近々退院をされるということですので、これについては、谷口委員とも相談した上で対応していきたいと思えます。ということでどうですかね。

委員長（安藤信治君）

一応、谷口さんが今病気休養ということで、今日も欠席していますので、一応今岡本委員が言われたように、相談してその頃には返事をするということですけど。これは、ちょうど今日傍聴に来てみえる樋口さん、杉山第三学園さんが来ておると思えますので、今日聞いておられると思えますので、早急に相談されて、この件を申し入れるなりしていただきたい。その結果も議長ぐらいには報告していただきたいと、そういった経緯。これも当然、条件をつけられれば杉山第三学園さんのほうが断られる場合もあるということなので、これは認識しておっていただきたいと思えます。

委員（奥村 悟君）

杉山第三学園さんに出してみえる弁護士さんからの2つの内容ですけれども、1番については先ほども議長が説明したとおりですから、働きかけとかはされてないと思うんですけれども、2つ目の出席者として誰を想定しておると書いてございますけれども、これ4名の方は、どの人がよくて、どの人が悪いかというのは、頭の中にあってこれを出してみえるのか。当然保護者の方も想定されてみえると思うんですけど、杉山第三学園さんは。誰を取っていいのか悪いのかという思いがあってこういうものを2つに書かれたと思うんですけどね。そこをちょっとお聞きしたいんですけど。

委員（福井俊雄君）

これは、杉山第三学園からの照会の返答が来てから考えたいと思っています。

委員長（安藤信治君）

ほかにありませんか。

それと、先ほどからさんざん出ている弁護士を介してという話は特別委員会じゃなくて、議運なり活性化研究会とか、最近やっていないんですけど、そういう場で一回ゆっくり話したいと思います。全員含めてです。そんなことがいいのかどうかです、議員として。

一応、弁護士を介してあれば、法的な責任が問われるようなことは多分ならないと思うんですけど、本当に一般的に考えたら、普通に考えたら、こんなことをしていいのかどうかとか、私はちょっと疑問がある。

それっていうのは、先ほど大沢委員も言われたんですけど、ゆっくり議論したいと。議論をして結論をつけたいという話でしたけれども、議員のモラルみたいな話で、よろしくお願いたいと思います。

委員（奥村 悟君）

私ちょっと疑問に思ったりして、先ほど来話が出ていて、安藤雅子委員が言われてね、議会で十分議論してという話も出たわけですし、執行部とやるのは駄目だということで、今回の説明会も執行部がいるから駄目だということをさんざん言われているんですけども、弁護士の中身では、合同説明会は出席できないということでもありますし、最後の文言で、議会単独としても出席を求めることはできません。議会単独としてですね。だから、議会として説明会をしていくとしても、4人の方は出席をされないということで、ここで読み取れるわけですけども、そうしたら議論を尽くしても結局議会だけで説明会をするというのは、これを見るとやらないということに読み取れるわけですよ。そこら辺だけ岡本さん、教えていただけます。

委員（岡本隆子君）

やらないということです。

委員（奥村 悟君）

そうすると、執行部を交えず、議会だけでも説明会をやらないというわけですか。

委員（岡本隆子君）

はい。

委員長（安藤信治君）

よろしいですか。

[挙手する者なし]

それじゃあまとめて、先ほど杉山第三学園さんの意見交換会の要望については、一応4名の議員の方が形式を示して申し入れるという格好でよろしくお願いします。これは、議長の言う、議会としてというのはちょっとならんと思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

あと事務局、ほかにどうですか。何かこの場で話しとかないかとか何かあれば。

議長（高山由行君）

最後にちょっと確認してほしいのは、安藤雅子委員が、内容についてもうちょっと議論したらどうだという話の中で、私としては十分議論してきたもんで、今さらということもありますけど、岡本さんや伏屋さんや福井さんに聞きますけど、例えば、活性化研究会とかで住民さんに説明するんでなしに、私たちに対して議会内で議論することはどうでしょう、それは。それももう弁護士さんに聞いてからでなきゃできないよとか、そういうことなのか、その5人集まったときに、私もいろいろと岡本さんにも谷口さんにも提案しましたので、今の議会がぐちゃぐちゃになって、もう私も議会運営大変なので、どうしたらいいと素直に、今の気持ちですわ、私の。そういうふうに聞きましたけど、杞憂はしておるよという話はしていただきましたが、そういう会議も私たちはしないよということなのか、していてもいいよということなのか、ここまで来た以上は、議会内で話し合っても仕方ないということなのか、どうでしょう。

委員長（安藤信治君）

一回、議長、閉めたいと思います。

それじゃあ、議論も出尽くしたとかそういったふうには到底至っておりませんが、以上で本日の新庁舎等建設特別委員会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時26分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者